



理財局特別情報 (第四十一號)

(昭二一・二二・二三)
理財局

米國及び英國の爭議調停と爭議行為制限の概要

目次

第一 米國

一、爭議調停制度

(一) 私的調停機關

(二) 政務調停機關

(1) 政務機關の概観

(2) 聯邦政務機關

(3) 各州の調停機關

(三) 戦後の爭議對策



爭議行為の制限禁止の概要

一 概観

二 一般的制限

三 特殊制限

四 米国の對爭議立法

二 英國

一 調停仲裁制度

二 勞働爭議解決機關の特質

三 私的機關

四 政府機關

三 爭議行為の制限禁止の概要

一 一般的制限禁止

二 特定の場合の制限禁止

三 大罷業に對する政策

第一 米 國

米國及び英國の争議調停と争議行爲制限の概要

一 争議調停制度

争議調停機関は私的機関と政府機関とに二分される。

一 私的調停機関

(1) 工場委員會の設置

(1) 工場委員會の目的は労資両者の利害を一致せしめ、両者の
の助力により労資間に温かい関係を實現せんとするもの
である。

(2) 工場委員會は企業主の自由意志により設立、改廢される。

私的機関であるため、委員會の決議實行力を弱め、往々

にして企業主側に不利な決議を回避する傾があつた。

(3) 従つて急進的な労働組合はこれを労働者の懐柔機関と見

ると掛懸最近に至りて大したる發達をみたかつた。

(二) 然るに勞働問題の大鏡化に伴ひ一九四五、四年四月には勞資の代表により宣言された「戦後のアメリカ産業繁栄平和のため「勞働憲章」の條項中に於いて

(一) 産業資本家は勞働者の組合組織及び団体交渉に關する基本權利に對し法律上の規制を加ふることなく、これを保証することを公約し

(二) 勞資紛争を調停するため、勞資両代表よりなる委員会を設置する件

が確約されてゐる。

(三) 工場委員會の實例

カ 石炭業

この賃銀問題は両者の代表者よりなる賃銀委員會において毎

年協定する。

(b) 意見對立する場合は該産業に關係のない者より二名の委員を擧げて協議する。

(c) 該委員の選定は双方三名の候補者をあげ、互に相手方の三名の候補者中より一名を選定する。

(d) 二名の委員も對立する場合には二名の合意により一名の仲裁者を選定することかである。

(ロ) 被服業

(a) 争議解決機関として主要産業地に労働者一名の代表者及び公平なる議長よりなる仲裁機関を有する。

(b) 議長は争議の和解、調停又は仲裁をなし、団体協約の違反に對しては時として過怠金を徴する。

(ハ) 製紙業

(1) 標準雇は協定において労働者は同盟罷業をなさざることを納し、事業主は組合員に非ざれば使用せざることを納する。

(2) 紛議はすべて仲裁に委すべしことを納し仲裁機関として原則として何の仲裁機関を指定する。

新聞業

(1) 新聞労働組合は団体協約において双方同盟罷業、又は工場閉鎖を爲さず、すべて紛議は仲裁機関によつて裁決すべしことを納してゐる。

(2) 仲裁機関は地方的及び全国的の二者に分れ、いづれも労働者代表のみにて協議し、解決に至らざる場合は合意の上、中立委員を推挙してその裁断に任ず。

(二) 政府停調機関

一 政府機関の概観

一 政府機関は聯邦政府のもの、各州のものに分けられ

る。

二 聯邦政府の調停機関は特定産業に関するもの、一般的

なものに分けられる。

三 特定産業に關するものとしてほ

た、海軍労働局

鐵道及び航空運輸関係の全米調停委員会

鐵道関係のうち特に現行契約の適用又はその解釋に關す

る論争を取扱ひ全米鐵道調停委員会

組合組織に關する全米労働関係局

がある。

二 一般的なものとして、労働局の管轄下に調停事務局があ

る 調停事務局は必要に應じ、労務長官の任命による委員會を設置し、爭議當事者のために、協定交渉を斡旋する。今次大戰の進行に伴ふ労働爭議の類彙に鑑み、政府は一九四一年三月國防調停局を設置したが、同局も前述の調停事務局の如く調停について何等強制力を有せず、且つ労働組合の同意なくしては調停に乗出すことが出来なかつたため、その效果少くなく、六月には罷業工場接收令を發令し、生産力の低下を強権によつて防止せざるを得なかつた。

い 日本開戦と並ぶ重大時局に際し、政府は強力な機關を準備とし、一九四二年一月労働組合の同意なくして調停に乗出すことが出来、しかも中絶に際し独断をもつて調停を命ずることのできる戦時労働局を設置した。

中戦時労働局は昨年の十二月廢止され、一月に労働省に設
置された賃銀守吏局にその権限、機能及び責任は引継が

労働部 労働局

労働部 労働局

本局は一九一五年に設立されたものであつて、昨年にお
いては一千四百五十萬の労働者が関係した二萬五千九百
七件の紛争を處理してゐる。最も重要は檢閲である。こ
れらの事件中九五%以上が生産中止に至ることなく解決
された。

労働部 労働局

労働部は七の地方事務局を設け、各々地域内の事件の調
停を分担してゐる。

(Ⅲ) 地方警察局長の下に調停員があるが、その数は戦前の四十名乃至五十名に比して現在では三百二十二名に達して、軍々増加の傾向にある。

(Ⅳ) 調停員の資格は別に定められてはおないが、最近は特殊な産業知識を有する特殊な知識を必要とし、専門化する趨勢にある。

(Ⅴ) 中央事務局には諮問委員会を設けて委員には會社の代表者、A.F. of G. I. O. の労働者中の専門家を網羅する。

以上特に困難な紛争を處理するためには、シンクトンに一人の中央調停顧問と或る種の産業についてはその専門知識を有する十名以上の産業顧問が臨時諮問に充てることになる。

(b) 権能

(I) 本局は強制機関ではなく、労賃の何れがより要求があ

る場合には、調停に乗出すことが出来る。

(II) 要求に基き調停委員を派し事件の全貌を徹底的に調査

し、その後公平な第三者と経営者、労働者の代表を會

合せしめ調停會議を開催する。

(III) 調停委員の活動に關しては何等の法規なく、すべて任

意主義であり、その活動は極めて積極的で常に個人的

接触により和解又は調停に努める。

(IV) 調停會議において協議がまとまらなかつた場合には往

々調停委員が技術的解明を示唆する。両当事者もまた

共同して技術審査を要求し得る。

(V) 調停の他に紛争解決方法として仲裁がある。調停事務

局には仲裁官吏が置かれ、両當事者から共同の要求があつた場合には、この仲裁官が事件を處理し裁量を下さるのである

(四) 今次大戦中の調停機關

(a) 國防調停局

(I) 本局は國防産業における労働紛議を避けるため一九四一年三月緊急事務管理局内に設けられた。

(II) ダイクストラを委員長として一般代表三名、雇傭者代表四名、A、F、I 代表二名、G、J、O 代表二名をもつて構成された。

(III) その目的は労働省調停事務局による調停の不可成の場合に關係當事者間を斡旋して和解を圖り、兩當事者の同意の下に仲裁方法を提示し、且つ仲裁により到達し

大協定を遵守せしめるにあつた。

Ⅲ 本局は調停につき強制力を有せず。又労働組合の同意なしには調停に乗り出すことが出来なかつた。

(b) 戦時労働局

Ⅰ ウィリアム・テイブリスを委員長として産業労働

一般代表四名、炭十二名を以て構成されるもので一九四二年一月に設置された。

Ⅱ 本局は労働組合の同意なしに調停に乗り出すことができない。且つ、軍需生産を阻碍するが如き争議については独占を以つて調停を命ずることができない。

Ⅲ その目的は紛争当事者の交渉促進を計り、協定に基く解決に努力する両当事者から要請をうけた場合には公正なる仲介者としての任務を果す。

(c) 戦時労働局の権限強化

本局も法的強制力をもちたなかつたので罷業は續発し、軍需生産を阻碍することが甚だしかつたので大統領は一九四三年八月行政命令を發し、戦時労働局の権限を強化した。本局の命令に従はない工場主があつたときは、直ちにその旨を經濟安定局長官に報告する。經濟安定局長官は戦争遂行促進の見地から、省又は政府独立機関には要と認める命令を發し、當該工場主の資産、恩典、特權又は政府契約を停止若しくは抹殺せしめる。

本局の命令に従はない労働組合に対しては、組合費の源泉徴収權その他の諸特權を停止又は抹殺する。

右は政府接收工場の運営を委任された政府代理機関が接收運営開始に當り、戦時労働局に要請して行ふもの

て、後日労働組合が命令に従ふ意思及び能力を示すまで継続する。

四) 戦時労働局の命令に従はない個人に対しては徴兵局又は戦時人的資源要員會が経済安定局の命を受けて徴集猶豫、その他の雇傭特権を停止乃至抹殺する。

イ) 戦後の調停機関
終戦後一九四五年十二月を以つて戦時労働局は廢止され、本年一月に労働者内の賃銀安定局にその機能は引継がれた。
ア) 賃銀安定局の機能は左の目的のための爭議處理に關するものに限定された。

イ) 従来戦時労働局により、鐵鋼、織維及び雜誌業に關し、その指令及び義務、権限、責任を實行させぬために設けられた労働資本、一般の三者の委員會を引つづき運

警すること。

(五) 戦時労働局の命令着しくは団体協約に基づき、必要と見

做される調停者を任命すること。

(六) 以上の如くして政府の一般調停機関は調停事務局と賃銀

安定局とに分れるが、戦後の現在重要な役割を果たすも

のは調停事務局である。

(二) 鐵道における調停制度

(a) 鐵道勞働法（一九二六年）

本法は一九三四年に修正をうけた現行法であつて一九三

八年、四一年、四三年と再三賃銀に關する紛争に適用さ

れ辛うじて全国的な罷業を阻止し得た。

(b) 鐵道會社及び従業員の代表者より成る委員会が自主的

解決に努力する。更に調停事務局が種々仲介斡旋の勞

を採りこの間調停委員會に附議される。

(正) 調停委員會が不成功のときは双方當事者の同意を得て仲裁委員會が設置される。

(四) この仲裁委員會は事件が起つた場合に一時的に設けられ且つ三人又は六人の委員から成り、その内一名又は二名両當事者側より、中立の一名又は二名は他の仲裁委員より選任され、不一致の場合は調停委員^會が任命する。

(五) 調停委員會が不成功に終り仲裁にも附することが出来なかつた場合には大統領は緊急事情調査委員會を任命する^{こと}が出来る。

(六) 該委員會は設置後三十日以内に大統領に報告を提出する。

VI) 而して新選の三十日と其の後の三十日即ち設置後六十

日を経過したければ罷業に入り或いは雇傭協会の委員とな

各一九三四年の改正

I) 被雇傭者の組織権利、鉄道従業員以外の者が代表とな

る権利及び従業員を代表するものとして多数決による

決議を行ふ権利を強化した。(これは組合加入権を否

認するやうな雇傭契約は法的に無効なりとするもので

ある)。

II) 三名からなる新全米仲裁委員会が設置された。これは

被雇傭者の代表に關する被雇傭者間の紛争を裁決する

権限を含む擴汎な権限を有するものである。

III) 現在鉄道契約に対する不満、解釋及び適用がらむする

紛争を裁決する権限を有する全米鉄道調停委員會が設
置された。

三 戦後の争議対策

山 瀬

戦後米國の民主主義的産業平和を確立すべく、戦時中聯
邦政府の権力によつて規制されてゐる産業關係の管理權
を當事者の手に取戻し、労資双方の直接的交渉に途を開
くべく一九四五年全国米勞資會議を召集した。

同會議は戦后労働界の動向を示唆するものとして注目さ
れたが、遂に罷業防止機關設立問題に関して行詰まり數
會するに至つた。

しかし大統領が開會に當り「勞資間にて意見不一致の調

この通りなすければ一紙同盟は聯邦政府を通じて帝憲を行使
する責任がある」と述べてゐる如く、再び政府は産業
関係に介入することを正当化されて至つたのである。

2. 全米労資議會

労働資の自発的意志に依り団体協約の圓滑な運用により労
資の對立相剋を克服し得ると言ふ大統級の理想に基き、労
資代表五十名により一九四五一年十一月開會された。

この會議は団体契約制の原則、政府調停機關の強化拡充、雇
傭上の差別待遇撤廃の必要、労資間の紛争を可及的相互
間の談合により解決すべきこと等に就いて意見一致した
が、最大の問題たる罷業防止機關設立問題については意
見の一致を見らるに至らなかつた。

一 争議行為の制限禁止の概要

一 概観

ワコンモン・ローに基き裁判所は本情と認めたる眞作的行为に
ついでに禁止令又は制限命令を發し、これに違反する者は

裁判所侮辱罪として處罰することゝす。

(二) 争議行為に關してもこの制度により禁止又は制限命令が發
せられ争議行為は極めて窮屈であつた。

(三) 従つて一九三二年に「聯邦労働争議禁止命令制限法」が制

定され、禁止命令の発動を制限することにした。

ゆがいて現在においては右制限外においての非合法行為を罷業
行為に對し禁止又は制限命令が發せられるのである。

(二) 一般制限

一九三二年の聯邦労働争議禁止命令制限法

（カ） 联邦裁判所は労働爭議に關し次の行爲について禁止命令又は制限命令を發し得ない。

（ハ） 労働を遂行し、又は雇傭關係を繼續することを取止め又は拒絶すること。

（ニ） 特約の有無にか、はらず労働團體又は雇主團體の會員となり、又は會員として留まること。

（ホ） 労働爭議の参加者又は關係者に対し罷業手當又は失業給附又は保除金その他の金銭若しくは有價物件を支拂ひ、又は給與し若しくはこれを見合すこと。

（ヘ） 労働爭議の参加者又は關係者にして联邦又は各州の裁判所において訴訟事件につき審理又は拘束中の者を凡ゆる合法的手段により援助すること。

（ロ） 労働爭議の存在又はこれに關する事實を廣告、演説

偵察により、又は詐欺若しくは暴行を伴はない方法により公にすること。

(七) 労働争議を有利に展開し又はこの目的を以つて団体を組織するため、平穩に集會すること。

(八) 以上列挙した行動をなす意志を他人に激説し、又は通告すること。

(九) 以上に列挙した行為をなし又はなさざることにつき他人と協定すること。

(十) 特約の有無にか、ほらず以上に列挙した行為を觀説し、主張し、又は詐欺若しくは暴行を用ひないで、これを誘惑又は煽動すること。

(十一) 當該労働争議に関する法律上の義務に従はなかつた者、又は直接文憑若しくは利用し得る政府の調停機関若しくは

は任意仲裁機関の援助によつて争議の解決にあらざる合理的努力を尽さなかつた者から訴へて予ては禁止命令又は制限命令による救済はあたふない。

② 裁判所の争議行為の合法性に関する認定

いかなる争議行為が合法なりや否やに關しては裁判所又は労働裁判所は異なる。

③ 目的の合法性

④ 私的事業

カルフホルニヤ州では一切の職業は合法と認められ、ただその方法のみが考慮される。

その他の州及び聯邦裁判所においては一般的に、罷業の動機が、賃銀増額、時間短縮又はその他の労働條件の改善にあるならばその罷業を合法と認める。

16) 公的事業

聯邦政府職員、郵便局員、消防職員及び警察官吏の如き公的雇傭と、海員及び鐵道従業員の如き準公的雇傭と、の雇傭に關しては公の安全及び福祉が問題となる。

17) 手毆の合法性

爭議手毆の合法性に關しては各州及び聯邦裁判所の間に一般の見解の一致がみられぬ。

(a) 罷業破り、將來の被雇者及び使用者に対する平和的説得はそれ自体合法である。

(b) 偽計、暴行、脅迫、威迫及び強制は違法である。

(c) ピケツチングについては大審院は暴行を行はざる一切の「見張り」に合法的権利であると確認した。

18) 特殊制限

以上の一般制限の外に鉄道その他の公益事業については特別の規定がある。うち联邦法によるものは鉄道事業についてのみであり、その他は各州によつて夫々定められてゐる。

(一) 一九二六年の鉄道労働法

大統領の任命にかかゝる緊急実情調査委員会の設立後六十日間における罷業を禁止する。

(二) コロラド州 ミシガン州 ミネソタ州 ウィスコンシン州

各州は公益事業について強制調停の制度があり夫々の強制調停期間中争議行為を禁止してゐる。

(四) 米国の對争議立法

(一) 概説

今次大戦勃発に際し米國は危大なる国防計画を樹立したが労働者の勢力が強し圓滑に運ばなかつたので一九四一年エ

場接收令を公布し労働抑圧につとめた。當初は労働界の協力を得たるしその核労働の對立を解決し得ず一九四三年戰時労働爭議法を制定した。

（二） 両法規の内容

（一） 罷業工場接收令（一九四二年六月）

一九四一年五月大統領は「無制限國家緊急事態」を宣言し、國防を國力の最高限度まで強化することを要求した。この宣言は米國憲法の一時的停止を注意する重大なものであるが、その法律的基础は薄弱であり、その要求の合法性については法理的に問題があつた。

かくて同年六月罷業中のノースアメリカン航空会社イングルウツド工場は大統領令に基づき軍隊により接收された。右接收は大統領の無制限緊急事態宣言の目的が危殆に及

られたので政府が工場の運営を確保する必要があつたためだと言はれる。

(ロ) 戦時労働争議法（一九四三年六月）

大統領の拒否を排して成立したのであるが、實は大統領が成立の責を議會に負はせ、労働階級の懐激を議會に向けしめた巧妙なる工作であつた。本法は通称罷業彈壓法と呼ばれてゐる。其の要点は左の通りである。

(一) 工場主が戦時労働局の命に従はずる場合及び労働組合が命令に違反して従業員に指令して操業を停止せしむる場合、政府は當該工場を接收、戦時労働局の定めたる條件によつて適宜の政府代理機関にこれを運営せしめる。

(二) 接收工場の運営に當り政府代理機関の要請あり次第、

經濟安定局長官は戰爭努力を阻害せざる限度において當該工場の軍需契約、緊急資材、運用機關、燃料の政府管理命令を發する。

(c) 接收工場における一切の罷業を禁止し、罷業を指令又は指導する者には檢事總長の定めた刑罰を課し、又その有する特権を抹殺する。

(d) 接收工場は事情の許す限り可及的速かに返還する。又いかなる場合にも生産能率の回復後、六十日以内には返還しなければならぬ。

(e) 联邦選挙において労働組合が政治上の運動資金を供與することを禁止する。

(f) 政府接收以外の工場において罷業決行の場合には三十日間の警告をなし、且つ罷業の決否は秘密投票によつて

第二 英國

決定すること。

一 調停仲裁制度

〔一〕 労働争議解決機関の特質

政府機関及び私的機関の両者を通じて次の如き特質がみられる。

(1) 争議の當事者たる使用者及び労働者相互に夫々団体組織の存することを前提とし、両者の地位の對等且つ平等を承認するの原則の上に樹てられておること。

(2) 當事者の自由意志を尊重し原則として外部より強制せざること。

(三) 私的機関

労働争議は主として當事者間の交渉によつて解決されるが、その間に存する私的調停機関こそ最も重要な意味をもち、つらぬいてある。

(一) 凡そ労働組合組織をもつての産業には何等かの争議調停

機関が存するがその態様は凡そ次の如く多数多様である。

(二) 滑設的のもの 臨時的のもの

(三) 自動的に活動するもの、その程度西管事者の右意による

申込を要するもの

(四) 地方的のもの 全國的のもの

(五) 労資双方の委員より成るもの、労資双方の外第三者を加

ふるもの

(六) 自由評議に止めるもの、拘束力を有するもの

3) 右の如く各産業毎に夫々特異の発達を遂げておるが大別して「ホイトレ」報告に基き設置されたものと、その他のものに分つことが出来る。

「ホイトレ」報告に基き争議調停委員會は

(a) 職場委員會 (各職場毎)

(b) 地方協議會 (各特定産業毎)

(c) 全国合同産業協議會 (一)

の三段階の組織を有してゐる。

四) その他のものは多種多様であるが、そのうち組織の完備したものの一例として製靴業の争議調停制度を挙げれば

次の如くである。

(a) 一八九五年の争議の結果地方的に多数の調停及び仲裁委員會 (労資代表より成る) が組織された。

協議は先づ直接関係ある工業及び労働組合の地方支

部において取扱ひ

①尚解決せざるときは地方委員会に附議し

②更に尚解決せざるときは公平なる第三者に一任する

③他に全国的協定に關する問題を協議するため全国的協

議會に常設委員会（労資各三名の代表者より成る）を

設けるが他産業と関係する問題については全国合同産業

協議會を利用する

行政機關

①一九二八年の調停法及び一九一九年の産業裁判所法に基

機關

労働省

労働省は爭議が發生し又はその虞があるときは左の権限

を行成すべしことが出来る。

(1) 原因及び事情を調査すること。

(2) 平和的に解決する。そのため當事者又はその代表を會合せしむるために便宜の措置を採ること。

(3) 當事者の一方の申請があるときは調停者又は調停委員會を任命すること。

(4) 當事者双方の申請があるときは仲裁人を任命すること。

(ロ) 調停官

(1) 勞働省の任務の遂行については、実際には主として調停官が活動する。

(2) 調停官は地方には主な工業中心地に夫々駐在し、その調停は何等一定の手續なく、忠告知解の勸奨、調停を裁みる。

(七) 然し一般的には一方當事者の要求に基き認定者を推薦す
ト、双方當事者の要求あるときは仲裁者を推薦するが
自ら調停又は仲裁をすることを極力避けられてゐる。
(八) 産業裁判所

(甲) ロンドンに常設されてゐる行政官廳でその構成は

所長(労働大臣の任命)

所長の補助者(官吏若干名)

労働者の利益代表者

使用者の利益代表者

より成つてゐる。

(乙) 判決は所長の獨裁で労働者代表者及び使用者代表者は
参考意見を提出するに過ぎず、その一致を要しない。
(丙) 争議を産業裁判所に附議する権限は労働大臣にあつて

(I) 他の機關を以てしては解決不可能なること。

(II) 両當事者の同意あること。

を條件としておる。

(d) 判決は刑事制裁なきは勿論、民事裁判によりこれが執行を強制し又はその違反に關し損害賠償を要求することを得ない。

(e) 労働組合及び使用者間の團體協約と同様市民としての道義心と遵法の精神に斯るものに過ぎないが實際には常に確實に守られておる。

(三) 仲裁者又は仲裁委員會

(a) 産業裁判所法は産業裁判所の他、當事者の希望に従ひ一人又は數人の仲裁者を設け、又は特別の(各事件等)に設ける(仲裁委員會)當事者双方よりの同意の委任

及び中立委員から成るを設置することを認めておる。
（ハ）附議の要件として双方當事者の同意を必要とし、その
裁定は道義的拘束力を有するに過ぎないが實際には常
に確實に守られてゐる。

（ホ）審査會

審査會は任意主義をもつて骨子とする英國の労働爭議調
停制度中（戰時中に出來た強制仲裁制度を除いては）唯
一の例外をなすものである。

（ロ）産業裁判所法に基くもので審査會の設置は労働大臣の
任命にかかり當事者の同意を要件とせずまた強制的に
當事者の出頭及び書牒の提出等を求め得るかこれ等の
違反に対しては制裁なく不完全強制または道義的強制
ともいへばさものである。

10) 審査會は爭議の原因または諸事情を調査しこれを労働

大臣に報告することを任務としておる。

(11) 報告は公表せず、その意見は當事者を拘束するもので

はないが労働大臣及び輿論を動かす力は大きい。

雇傭條件及び國家仲裁令に基く労働爭議強制仲裁制度

本令は一九四〇年七月施行されたが戰時労働政策中特許す

べきものであつてその骨子は次の如くである。

(12) 爭議の當事者の何れか一方が労働大臣に爭議の報告をし

た場合には

1) 大臣はまづ當該産業に爭議の解決に當るべき勞資聯合

機関ある場合にはそれに附議し

2) 解決不可能か或いは甚しく遲延の虞ある際には、これ

を國家仲裁裁判所に廻附する。

又交渉が交渉移換を以て和議による解決不可能の際
に本議を以て和議とする

(イ) 労働大臣は特殊の場合の他争議の報告を受けてより二

十一日以内には裁判所に迴附しなければならぬ

(ロ) 大臣を通じて行はれた解決の結果たる協定決議又は判決

は當事者双方に対し拘束力を有し當事者間の協約事項と

看做される。

尚労働間の協定によつて決定した形式の調停を経て申談

解決をみた場合でも労働大臣の手を経たものの決定は拘

束力を有する。

(ハ) 罷業又は工場内鎖は争議を労働大臣に報告し、大臣が二

十一日以内に解決附議の手續をとらなかつた場合にのみ

なし得る。

二 國家仲裁裁判所の政府の任命した所員三名（内一名は所長）と労資代表各一名より成り、労資代表は労働大臣が豫め労働組合會議と全國産主總同盟と協議の上作成した名簿中より爭議毎に選定する。

三 爭議行為の制限禁止の概要

英國は労働組合及び労働爭議につき長年の経験により最も堅實に發達してゐる國といはれるが、その堅實さは主として労働の自覺と正常な輿論とによる自主的解決の点にある。労働爭議について、も實際の経験に基き種々の禁止制限が設けられてゐる。

一 一般的制限禁止

（一）違法の同盟罷業

一九三七年労働爭議及び労働組合法は次の如く規定してゐる。

(1) 罷業者の従事する職業又は産業内における労働争議の遂

行以外の乃至はこれに加つて何等かの目的を有し且つ

(2) 直接に又は社會に凶厄を生ぜしめることにより、政府

を強制すべく企圖乃至諷刺せられたる同盟罷業者

(3) 右に示する金銭的援助

(2) 違法の工場閉鎖

(1) 工場閉鎖をなす産業者の従事する職業又は産業内におけ

る労働争議の遂行以外の乃至はこれに加つて他の目的を

有し且つ、

(2) 直接に、又は社會に凶厄を生ぜしめることにより政府を

強制すべく企圖乃至諷刺せられたる工場閉鎖

(3) 右に対する金銭的援助

(3) 憲法の争議行爲

ハ 暴行、脅迫その他一般の犯罪行爲は争議行爲なるの故を以つて處罰を免れることを得ない。

ロ 争議行爲たる故を以て「騷擾、不法集會、公安妨害、内亂」又は國家若しくは主権に対する犯罪に属する法律上の適用を免かるゝことを得ない。

ハ 勞働契約または雇傭契約破棄の結果が人命、高價なる動産、不動産に傷害又は損害を与へたることを知つてこれを故意且つ悪意を以て破棄した場合は處罰される。

ニ 河等の正当なる根據なくして他人に一定の行爲を強制せんとする次の行爲は處罰される。

ロ 本人またはその妻子に対する暴行及び財産に対する損害を加へたること並びにこれらに対する威迫。

(b) 執拗に至る所にその者を尾行すること。

(c) その者の所有し又は使用する財産を隠匿又は奪取し若くは使用を妨ぐること。

(d) 右の者が居住し作業し營業し又は偶然居合せた家屋その他のを監視し又は遮断すること。

(e) 二人以上の者が街路において不穏なる状態にてその者に尾行すること。

(二) 特定の場合の制限禁止

(1) 警察官吏に對する特例

一九一九年の警察法は警察官吏の罷業を誘発するが如き行為を特に嚴罰に處する旨規定してある。

(2) 海員に對する特例

海員及び見習海員は一八九四年商船法により脱船罪又は不許可不在の罰を課せられてゐる。

13) 地方公共団体その他に関する特例

地方公共団体又はその他の公共団体に在備せられる者が、その當然の結果として社会に損害、危険、重大なる不便を及ぼすべきことを知つて故意にその勤務契約を破棄した場合は處罰せられる。

14) 瓦斯水道電気事業に関する特例

瓦斯水道電気供給義務者に在備せられる者がそれ等の供給を全部又は大部分拒絶せしむべきことを知つて、故意且つ悪意を以てその勤務契約を破棄した場合は處罰せられる。

三) 大罷業に對する對策

一九二〇年。軍ロイド、シヨロシ内閣は大労働争議の慘禍を防止する趣旨を以て緊急時権力法を制定したが、その主なる内容は次の如くである。

(1) 個人又は団体(が)食糧、水、燃料、燈火の供給を妨害し、又は運輸の手段を妨害し、社會又は社會の大部より生活必需品を奪はんとするが如き性質及び範圍の行為を爲し、又は爲さんとすることを、國王は緊急勅令を發布して緊急状態にある旨を宣言することが出来る。

(2) 緊急勅令の發布された時はその有効期間(一ヶ月但し更新出来る)中、國王は次の権限を有する。

(1) 勅令を以て生活必需品の供給確保に必要な規則を制定する権限

(2) 國務大臣その他の官吏に対し治安維持、生活必需品の供

給の確保、統制、運輸手段の維持、公共の安全と社會生活
の確保のため必要なる各種の職務権限の附與
(3) 但し罷免参加とその勧誘の自由を認めておる。